

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が
異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方

カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ
0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、
4月1日～7月31日は土日祝も開設。)

■ IP 電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXで問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「高齢者向け給付金」を装う

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などからかかってくる知らない番号の電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(※0110))にご連絡ください。

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、
平成29年3月31日までに65歳以上になる方
(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。)
Q.年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域によって異なりますが、収入が年金のみで東京23区等にお住まいの場合、単身者で年収「155万円」、配偶者を扶養している場合で年収「211万円」となります。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる方」は、いつまでに生まれた人ですか？	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含みます。)

支給額

1人につき **30,000円** ※支給は1回です。



申請方法

- 高年齢向け給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。**
(平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や
厚生労働省の特設ホームページ(「**カクニンジャ**」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ先

オー! み な いいきゅう ふ

「厚生労働省給付金専用ダイヤル **0570-037-192**」または
「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索